事　務　連　絡
令和３年１月８日

公民館長　各位

福井市教育委員会事務局
生　涯　学　習　課　長

国の『緊急事態宣言』の発令について

国は１月７日に『緊急事態宣言』を発令しました。これは東京・埼玉・神奈川・千葉の４都県を対象として発せられたものですが、福井県も同日『感染拡大注意報』を発令しましたので、これ以上の感染拡大とならないよう、今一度、自らの行動を見直す必要があります。

つきましては、これまでの対策に加え、感染拡大地域との不要不急な往来は避けることは勿論の事、以下の事項に特に注意していただけますよう公民館職員は勿論の事、利用者の方々への周知をお願いします。

記

１　県境をまたぐ移動
・緊急事態宣言対象地域への不要不急の往来（冠婚葬祭、入学試験、成人式、出張や赴任先からの帰省など真に必要で急を要するものは除く）は控える。

２　職場における感染対策
・緊急事態宣言対象地域への出張は、オンラインへの代替を検討　など

３　会食はリスクを下げる工夫

４　成人式は家族でお祝い（式典前後の会食等に関する注意喚起）
・県外からの出席者は、帰省前から感染対策を徹底
・体調管理を徹底し、体調不良の場合は出席を控える
・式典前後の飲食はできるだけ避け、家族を中心に
・「静かなマスク会食」（少人数・短時間等）で
※２週間前からの感染対策を徹底できていない場合はリモート出席等を検討

※国の「緊急事態宣言」、県の「感染拡大注意報」が発令されましたが、本市公民館の対応変更はありません。引き続き館内における感染拡大防止策の徹底をお願いします。
※福井市の成人式については、予定通り開催します。
※参考
「210107 県民行動指針 Ver.14.pdf」を添付しておきます。

福井市教育委員会事務局
生涯学習課
(0776)20-5361